

所を購入する等の資産取得資金に特定費用準備金を充てる場合は必要要件を満たしていると考えられる。ただし、銀行に資金の借り入れ、不動産を購入し、この後にローン返済を特定費用準備資金として繰り入れることを考えることができない。という回答を得ています。遊休財産の活用に関しましては、資産取得資金として中古事務所等を購入することを検討することとしています。購入価格の目安は、事務所協会の現在の正味財産、遊休財産額は約5,000万円で運用しています。同程度ぐらいが良いのではないかということで、考え始めました。

資金計画として、令和3年3月31日時点での遊休財産額は5,277万8,050円。遊休財産保有上限額は2,523万9,027円。遊休財産額の保有上限額の超過分は2,753万9,023円となります。この超過分を令和4年度中には改善しなければならないので、改善するにあたって、3,000万円を目的資産として繰り入れるようにする。これは県の政策法務課の指導もあり、令和3年度中、今年度中に会館建設引当資産というものが元々積み立てられておりました。それの移動を単純にしております。それにより、1,500万円をそのまま今年度中に、資産取得資金として積み立て、令和4年度にプラス1,500万円積む、残りの4,500万円の積み立ては、積立期間を10年とします。積立期間について、政策法務課と協議をして、積立期間の年数に関しては法的根拠には無いというものの10年程度という、実現性が早い方がよいということであり、やはり10年ぐらいにしていただけないかと言うことで、これを逆算し、1年あたりの積立額は450万円で、実際に積めるかどうかという話もありますが、その時は、1回、1回、理事会に上程して、承認を得ながらということになります。必ずしも積まなければいけない訳ではないのですが、目標達成のために積んでいこうという努力をしなければならないということです。それから、その特定資産の取得、または取り崩しの内容、この特定資産に関して、設定をした場合は、それ以外のことの目的に使うことは、基本的にはできません。不動産を取得するということになった場合に、それを使用して取り崩す場合には、理事会に付議を出し、3分の2以上の賛成を持って事業を実行することについてあります。それから、この取り崩しに関して、目的外にどうしても使いたいと、これは本当に止むを得ない。止むを得ない場合にその理由を付議しまして、理事会決議を得て進めます。今回積み立ての期間とか、費用とかを決定したものを変更する場合、いわゆる10年経ちました。目的達成するのにまだ届いていません。延ばしますとか、そういうことをする場合もやはり、同様に理事会に付議をし、決議を得て進めていくということになっております。今回、決議をいただきたいのは、先程、説明いたしました令和3年度中に、会館建設引当金の1,500万円の部分、特定資産の中の特定資産会館建設引き当て資産として1,504万6,546円がそのまま残っております。これが数年前に元々、公益財産ということで残してあったものを移動した経緯があります。それで今回、どうしても遊休財産のうちの今、2,700万円ほどオーバーしており、この1,500万がかなり大きく影響しており、今年中に、この1,500万円を資産取得資金として、積み立てたいということで、ご審議をお願いします。

(質疑)吉野理事より、考え方はよいのですが、一点だけこの遊休財産とか特定資産の取得取り崩しの際に、理事会に付議して3分の2となっているのですが、確認ですが、総会に諮らなくて、理事会で決めて、よいということですか。

(回答)佐久間会計理事より、この施行に際し、県の政策法務課に相談には行っておりまして、総会でなければいけないのかという話に関して、これは理事会決議で大丈夫ということです。総会にしますと、これを施行するのに非常に大変なことになってしまいますので、それでよいのなら理事会決議でいいたいということです。総会では報告事項とします。

(質疑)井上監事より、「止むを得ない理由により目的外の取り崩しを行う場合には取り崩しが必要な理由を付して、理事会に付議し、その決議を得なければならない」となっていますが、「止むを得ない理由により」というのをつけた理由を教えてください。

(回答)佐久間会計理事より、基本的に特定資産を使う場合に、目的外に何でもよいのかというわけではないということです。どういうことを言っているかといいますと、事務所協会としてどうしても、お金が必要であるという時にしか、切り崩せない。そのような内容でどうしても書きたいことがあります。規程とか作って残しておきたいと思っております。

◎賛成：全会一致で承認された。

<報告事項>

(1)一般社団法65条2について

・須田会長より、前回内田理事からの要望がありましたので、再度、法務局に行きました。監事は一般社団法人またはその法人の理事または使用人を兼ねることはできないということに対して説明をしました。現監事の井上さんは理事を兼任していません。当協会の使用人は、事務局員のことで、これに対応しないので関係ありませんという、ご対応をしていただいております。

・内田理事より、公益法人協会に聞きました。業務の執行に、間接的に関わる恐れがあるからグレーな場合があると聞きました。委員会の委員は理事でないけども、そういう場合は但し、専門的な知識を持っている耐震構造の専門家である井上監事、会計監事の方が委員になっている場合、専門的な業務の執行に関わっていなければ、そういう場合もありますよと聞きました。但し、私、監事、元監事の経験として、業務の執行に間接的に関わるということがなければ、よいのではないかと思います。

(2)会務報告

・須田会長より、一時期、理事個別も出していましたが、この会務報告を出せばよいということを県の方から言われたので、今は個別は出していません。

(3)会員異動報告

・須田会長より、現在の会員数動向です。大分減ってきております。

(4)理事会出席状況

・須田会長より、理事の理事会出席ですが、休む方は何とか対応してください。理事会で話していることが支部伝わることが重要ですので、出席したいという方は言ってくださいということは、支部長会議でお話してあります。

(5)各委員会活動報告

(6)千葉支部上半期事業報告

(7)各支部活動

(8)技術委員会：千葉県既存住宅建築物耐震診断改修講習会

(9)技術委員会：建築物の液状化対策講習会

(10)無断郵送事件